

運転免許自主返納者サポート定期預金

令和8年7月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・「スーパー定期」「スーパー定期 300」(運転免許自主返納者サポート定期預金)
2. 販売対象	・静岡県公安委員会が発行した「運転経歴証明書」または運転経歴証明書交付済シールが貼付された「マイナンバーカード」、マイナンバーカードと運転経歴証明書を一体化した「マイナ経歴証明書」を提示いただいた方、およびその同居の家族
3. 期間	・1年(自動継続)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ※新規お預入れに限ります ・10万円以上300万円以内 ※お預入れ金額は、ご本人様およびその同居のご家族を合算して300万円以内となります ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の「スーパー定期・スーパー定期 300 1年ものの当金庫ホームページ表示金利+上乗せ利率年0.10%」を約定利率として満期日まで適用します ・上乗せ利率は変更する場合がございます ※自動継続後の利率は、継続日の「スーパー定期」「スーパー定期 300」1年もののホームページ表示金利となります ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。
8. 手数料	・不要です
9. 付加できる特約事項	・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	・「スーパー定期」、「スーパー定期 300」の取り扱いに準じます
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページまたは窓口にてご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当(9時~17時、電話:0120-0988-50)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 静岡県弁護士会(電話:054-252-0008)及び東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座のお取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます)